

土佐市社会福祉事業団告示第3号

社会福祉法人土佐市社会福祉事業団評議員等の報酬等に関する規程を、ここに告示する。

平成29年2月1日

社会福祉法人土佐市社会福祉事業団
理事長 板原啓文

土佐市社会福祉事業団訓令第3号

社会福祉法人土佐市社会福祉事業団評議員等の報酬等に関する規程

制定 平成29年1月12日

社会福祉法人土佐市社会福祉事業団評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人土佐市社会福祉事業団（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「評議員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員等の報酬額は、次の各号に掲げる額を支給するものとする。ただし、土佐市長、土佐市副市長、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項の規定に基づく一般職員及び土佐市社会福祉事業団就業規則第3条の規定に基づく職員である者については、報酬を支給しないものとする。

- (1) 非常勤理事 日額 5,000円
- (2) 監事 日額 5,000円
- (3) 評議員 日額 5,000円

2 前項の規定に基づく日額報酬は、その出務回数に応じて支給するものとする。

3 日額の報酬を受ける評議員等が、同日に2種以上の職務に従事した場合の出務回数は、1回とする。

4 評議員等のうち、常勤の役員については、第1項の規定にかかわらず、理事長が理事会に諮り、別に定めるものとする。

(支給方法)

第3条 報酬等は評議員等が会議に出席の都度、銀行振込により支給する。ただし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員等が職務のため出張した場合は、土佐市社会福祉事業団職員旅費規程に基づく費用を支給するものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規定は、告示の日（平成22年7月14日）から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。